

資格の大原

第76回 税理士試験 事業税

解答・合格ラインの読み

※問題・答案用紙は国税庁ホームページにてご確認ください。

今年も税理士試験
官報合格者の

多くが大原生です!!

■2025年度(第75回)税理士試験
大原生官報合格占有率(2026年1月8日現在)

48.5%

大原の合格者数は
直近1年分です!

比べたら分かる!
安心の実績

大原生合格者

256名

(専門課程 11名を含む)

全国官報合格者

527名

昨年から合格発表方法が変更され
合格者の確認が難しくなりました
<詳細は大原HPへ>



※大原生合格者は、全国大原グループにおいて合格するための授業、模範試験等がすべて含まれたコースで、税理士試験合格に必要な受験科目の過半数を受講した方を対象としています。
◎資格の大原の合格実績には、公開試験のみの受講生、出版教材のみの購入者、資料請求者、情報提供のみの登録者、無料の役務提供者は一切含まれておりません。
※2024年度(第74回)税理士試験より合格発表の方法が受験地・受験番号・氏名から受験地・受験番号となり、合格者の確認が難しくなりました。

本解答は令和8年8月7日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕－50 点－

問1 (25点)

(1)

〔1〕法人事業税の延滞金

(1) 更正又は決定（1点）

道府県の徴税吏員は、更正又は決定があった場合において、不足税額があるときは、更正又は決定の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

(2) 納期限後に納付する延滞金（2点）

法人事業税の納税者は、納期限後にその税金（修正申告により増加した税額を含む。）を納付する場合には、その税額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（次の税額の区分に応じ、それぞれに定める日までの期間については、年7.3%）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

① 納期限前に提出した申告書に係る税額

…納期限の翌日から1月を経過する日

② 納期限後に提出した申告書に係る税額

…その提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

③ 修正申告書に係る税額

…修正申告書を提出した日又はその修正申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日

(3) 納期限後に納付する延滞金の計算期間から除外する期間（4点）

① 法人が申告書を提出した日の翌日から1年を経過する日後に修正申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人が更正があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合を除き、その1年を経過する日の翌日からその修正申告書を提出した日までの期間は、延滞金の計算期間から控除する。

② 修正申告書の提出があったとき（当初申告書が提出されており、かつ、その当初申告書の提出により減額更正があった後に、その修正申告書が提出されたときに限る。）は、その修正申告書の提出により納付すべき税額（その当初申告書に係る税額に達するまでの部分に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人が更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る事業税にあつては、①の期間に限る。）を延滞金の計算期間から控除する。

イ 当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日の翌日からその減額更正の通知をした日までの期間

ロ 減額更正の通知をした日（その減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、その減額更正の通知をした日の翌日から1年を経過する日）の翌日からその修正申告書を提出した日までの期間

(4) 会計監査等による納期限の延長の場合の延滞金（2点）

会計監査等による納期限の延長を受けている法人は、その各事業年度に係る事業税額を納付する場合には、その税額にその各事業年度終了の日後2月を経過した日から会計監査等による納期限の延長の規定により延長された申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3%を乗じて計算した延滞金額を加算して納付

しなければならない。

〔２〕延滞金の減免、免除（２点）

（１）減免

道府県知事は、納税者が納期限までに税金を納付しなかったこと又は更正若しくは決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、延滞金額を減免することができる。

（２）免除

- ① 災害等による納期限の延長をした場合には、地方税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。
- ② 災害等による徴収の猶予をした場合には、その猶予をした地方税に係る延滞金額のうち、その災害等による徴収の猶予をした期間に対応する部分の２分の１相当額は、免除する。

〔３〕端数処理（２点）

- （１）延滞金の計算の基礎となる税額に１,０００円未満の端数があるとき、又はその全額が２,０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- （２）延滞金の確定金額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１,０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

〔４〕経過措置（２点）

当分の間、規定する延滞金の年１４．６％の割合及び年７．３％の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合に年１％の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年７．３％の割合に満たない場合には、その年中においては、１４．６％の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年７．３％の割合を加算した割合とし、年７．３％の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３％の割合を超える場合には、年７．３％の割合）とする。

（２）

〔１〕概 要（２点）

法人事業税の徴収は、申告納付の方法によらなければならない。申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。

確定申告納付と違い、清算中の法人の申告納付は、清算中に事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）が終了した場合と残余財産の確定の日の属する事業年度において、下記に示すとおりとなる。

〔２〕清算中の法人の申告納付（４点）

（１）清算中の法人の各事業年度の申告納付

清算中の法人は、その清算中に事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）が終了した場合においては、その事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散していない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなして、その事業年度の付加価値額、所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、その事業年度終了の日から２月以内にその事業年度に係る付加価値割、所得割又は収入割を事務所等所在の道府県に申告納付しなければならない。

（２）残余財産の確定の日の属する事業年度の申告納付

清算中の法人は、その清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合においては、その事業年度の所得を解散していない法人の所得とみなして、その事業年度の所得及びこれに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、その事業年度終了の日から１月以内（その期間内に残余財産の最後の

分配等が行われるときは、その行われる日の前日まで) にその事業年度に係る所得割を事務所等所在の道府県に申告納付しなければならない。

〔3〕確定申告納付（3点）

事業を行う法人（清算中の法人を除く。以下同じ。）は、各事業年度終了の日から2月以内に、確定した決算に基づき、その事業年度の事業税額を事務所等所在の道府県に申告納付しなければならない。

この場合に、中間申告を要する法人が納付すべき事業税額は、その法人がその申告書に記載した事業税額から中間申告書に記載した事業税額又はみなす中間申告により納付すべき事業税額を控除した事業税額とする。

分割法人が、事業税を申告納付する場合においては、その事業に係る課税標準額の総額（軽減税率適用法人の場合には、その所得の総額を年400万円以下の金額と、年400万円超年800万円以下の金額と、年800万円超の金額とにそれぞれ区分した金額。）を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付しなければならない。

〔4〕納付税額がない場合の申告義務（1点）

清算中の法人は、各事業年度に納付すべき事業税額がない場合にも、申告書を提出しなければならない。

問2 (25点)

〔1〕概 要（3点）

甲社は前事業年度に外形標準課税の対象法人であって、その事業年度終了の日における資本金の額が1億円以下で、払込資本の額（資本金の額及び資本剰余金の額の合算額）が10億円を超える法人であるため、外形対象法人に該当する。

付加価値割…各事業年度の付加価値額

甲社は、L県、M県及びN県に対して、事務所等を設けて事業を行っていることから、各道府県に納税義務を負う。また、2県以上に事務所等を設けて事業を行う法人であることから、課税標準額の総額を分割基準により関係道府県に分割する。

甲社はO国において事業を行っていることから、特定内国法人に該当するため、課税標準の算定は一定の調整を行う。

特定内国法人とは、国内に主たる事務所等を有する法人で外国にその事業が行われる場所を有するものをいう。

〔2〕付加価値割の課税標準（1点）

法人の行う事業に対する付加価値割の課税標準は、各事業年度の付加価値額による。

〔3〕各事業年度の付加価値額（1点）

各事業年度の付加価値額は、各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいう。）と各事業年度の単年度損益との合計額による。

〔4〕報酬給与額の算定方法（4点）

(1) 原 則

各事業年度の報酬給与額は、次の金額の合計額による。

① 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額

② 法人が各事業年度においてその役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金掛金等の合計額

(注) その事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもので一定のもの及びその事業年度にお

いて支出されるもので一定のものに限る。

損金不算入の役員賞与について、報酬給与額の算定に含まれない。なお、在勤手当については、報酬給与額に含まれる。

(2) 労働者派遣等の場合

① 労働者派遣等の役務の提供を受けた法人

(1)の合計額に各事業年度においてその労働者派遣等の役務の提供の対価としてその労働者派遣をした者に支払う金額に75%を乗じて得た金額を加えた金額

(注) その事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもので一定のもの及びその事業年度において支出されるもので一定のものに限る。

〔5〕純支払利子の算定方法（2点）

各事業年度の純支払利子は、各事業年度の支払利子の額の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取利子の額の合計額を控除した金額による。

(注1) その事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもので一定のもの及びその事業年度において支出されるもので一定のものに限る。

(注2) その事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。

(注3) 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子をいい、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。

(注4) 受取利子とは、法人が各事業年度において支払を受ける利子をいい、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。

内部取引で生じた純支払利子は付加価値額に含まれる。

〔6〕純支払賃借料の算定方法（2点）

各事業年度の純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額による。

(注1) 支払賃借料のうちその事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもので一定のもの及びその事業年度において支出されるもので一定のものをいう。

(注2) 受取賃借料のうちその事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものをいう。

(注3) 支払賃借料とは、法人が土地又は家屋の賃借権（法人税法に規定するリース取引に係るものを除く。）、地上権、永小作権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が1月以上であるもの（以下「賃借権等」という。）の対価として、その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払うこととされている金額をいう。

(注4) 受取賃借料とは、法人が賃借権等の対価として、その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払を受けることとされている金額をいう。

〔7〕単年度損益の算定方法（2点）

(1) 内 容

各事業年度の単年度損益は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する。

(2) 特別の定め（法人税の計算の例によらない事項）

① 欠損金の繰越控除等

② 海外投資等損失準備金の不適用

- ③ 所得税額等の損金不算入
- ④ 外国税額の損金算入の調整
- ⑤ 寄附金の損金算入限度額の調整

〔8〕雇用安定控除額の算定方法（2点）

（1）内 容

その事業年度の収益配分額のうちにその事業年度の報酬給与額の占める割合が70%を超える法人の付加価値割の課税標準の算定については、その事業年度の付加価値額から雇用安定控除額を控除するものとする。

本問では、雇用安定控除の適用対象となる。

（2）控除額

報酬給与額－収益配分額×70%

〔9〕特定内国法人の付加価値割の算定方法（3点）

（1）原 則

その特定内国法人の事業の付加価値額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額とする。

（2）例 外

外国の事業に帰属する付加価値額の計算が困難であるときは、次により算定した金額をもって、その特定内国法人の外国の事業に帰属する付加価値額とみなす。

付加価値額の総額× $\frac{\text{外国に有する事務所等の従業者の数}}{\text{外国に有する事務所等の従業者の数}+\text{国内に有する事務所等の従業者の数}}$

（注1）付加価値額の総額

外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額及び外国の事業に帰属する所得に対して課された外国税額をその事業年度の単年度損益の計算上損金の額に算入しないものとして計算する。

（注2）従業者の数

（イ） 事業年度終了の日現在における事務所等の従業者の数とする。ただし、仮決算による中間申告をする法人にあっては、その法人のその事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等の従業者の数とする。

（ロ） 従業者とは、事務所等に使用される者で賃金等を支払われるものをいう。

〔10〕賃上げ促進税制（2点）

（1）内 容

外形対象法人に対する付加価値割の課税標準の算定は、次の要件を満たす場合には、各事業年度の付加価値額から、(2)の金額を控除する。

① 中小企業者等

$\frac{\text{雇用者給与等支給額}-\text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$

（2）控除額

控除対象雇用者給与等支給増加額× $\frac{\text{報酬給与額}-\text{雇用安定控除額}}{\text{報酬給与額}}$

本問では2.5%となり、賃上げ促進税制の適用対象となる。

〔11〕 分割基準の数値の算定（2点）

（1） 従業者の数

① 原則

事業年度終了の日現在における数値

ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、その数値にその数値（その数値が奇数である場合には、その数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値

② 例外

次の事業所等については、それぞれの数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）を分割基準である従業者の数とみなす。

イ その事業年度の中途に新設された事業所等

その事業年度終了の日現在の従業者の数 $\times$ $\frac{\text{新設された日からその事業年度終了の日までの月数}}{\text{その事業年度の月数}}$

ロ その事業年度の中途に廃止された事業所等

その廃止の日の属する月の直前の月の末日現在の従業者の数 $\times$ $\frac{\text{事業所等が所在していた月数}}{\text{その事業年度の月数}}$

ハ 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事業所等

その事業年度に属する各月の末日現在の従業者の数を合計した数 $\div$ その事業年度の月数

（注1）従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する 給与の支払を受けるべき者をいう。

（注2）著しい変動がある事業所等とは、その事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値の2倍超の事業所等をいう。

〔12〕 その他（1点）

（1） 減資への対応

その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人であって、その事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、払込資本の額（資本金の額及び資本剰余金の額の合算額をいう。以下同じ。）が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

〔第二問〕－50点－

問 1 (25 点)

○計算過程

課税標準額の算定及び税額の算定

第 1 期事業年度の確定申告

〔1〕 課税標準額

(1) 所得の総額

法人税の所得 3,400,000 円

損金算入所得税 50,000 円

②3,450,000 円

(2) 課税標準額（千円未満切捨）

事業年度終了の日現在、A 県、C 県の 2 県のみ に事業所等を設けて事業を行っている。∴軽減税率適用法人 ②

① 年 400 万円以下

$$4,000,000 \text{ 円} \times \frac{3}{12} = 1,000,000 \text{ 円}$$

② 年 400 万円超年 800 万円以下

$$8,000,000 \text{ 円} \times \frac{3}{12} - ① = 1,000,000 \text{ 円}$$

③ 年 800 万円超

$$3,450,000 \text{ 円} - (① + ②) = 1,450,000 \text{ 円}$$

〔2〕 分割課税標準額

(1) 分割基準

① 事業所等の数

(イ) A 県

① 本 社 3

㊦ a 営業所 3

㊧ ① + ㊦ = 6

(ロ) B 県

b 営業所 1

(ハ) C 県

c 1 営業所 2

(ニ) (イ) + (ロ) + (ハ) = 9

② 従業者の数

(イ) A 県

問 1 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

㊦ 本 社 2 人

㊧ a 営業所 3 人 $\times 2 = 6$ 人 < 7 人 $\therefore$ 著しい変動あり

$$\frac{(3 \text{ 人} + 4 \text{ 人} + 7 \text{ 人})}{3} \div 3 = 4.6 \text{ 人} \rightarrow 5 \text{ 人} \text{㊨}$$

㊩ ㊦ + ㊧ = 7 人

(㍑) B 県

$$\text{b 営業所 } 3 \text{ 人} \times \frac{2}{3} = 2 \text{ 人}$$

(㍒) C 県

$$\text{c 1 営業所 } 3 \text{ 人} \times \frac{2}{3} = 2 \text{ 人}$$

(㍔) (㊩) + (㍑) + (㍒) = 11 人

(2) 課税標準額の区分 (千円未満切捨)

① 年 400 万円以下

$$1,000,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 500,000 \text{ 円}$$

② 年 400 万円超年 800 万円以下

①と同じ

③ 年 800 万円超

$$1,450,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 725,000 \text{ 円}$$

(3) 分割課税標準額 (それぞれ千円未満切捨)

① 事業所等の数

(㊩) 年 400 万円以下

$$\left. \begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{B 県 } 500,000 \text{ 円} \div 9 \times \\ \text{C 県} \end{array} \right\} \begin{array}{l} 6 = 333,000 \text{ 円} \\ 1 = 55,000 \text{ 円} \\ 2 = 111,000 \text{ 円} \end{array}$$

(㍑) 年 400 万円超年 800 万円以下

(㊩)と同じ

(㍒) 年 800 万円超

$$\left. \begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{B 県 } 725,000 \text{ 円} \div 9 \times \\ \text{C 県} \end{array} \right\} \begin{array}{l} 6 = 483,000 \text{ 円} \\ 1 = 80,000 \text{ 円} \\ 2 = 161,000 \text{ 円} \end{array}$$

② 従業者の数

(㊩) 年 400 万円以下

問 1 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

A 県	7 人 = 318,000 円
B 県 $500,000 \text{ 円} \div 11 \text{ 人} \times$	2 人 = 90,000 円
C 県	2 人 = 90,000 円

(㍑) 年 400 万円超年 800 万円以下

(イ) と同じ

(㍑) 年 800 万円超

A 県	7 人 = 461,000 円
B 県 $725,000 \text{ 円} \div 11 \text{ 人} \times$	2 人 = 131,000 円
C 県	2 人 = 131,000 円

③ 合計

(イ) 年 400 万円以下

A 県 $333,000 \text{ 円} + 318,000 \text{ 円} = 651,000 \text{ 円}$

B 県 $55,000 \text{ 円} + 90,000 \text{ 円} = 145,000 \text{ 円}$

C 県 $111,000 \text{ 円} + 90,000 \text{ 円} = 201,000 \text{ 円}$

(㍑) 年 400 万円超年 800 万円以下

(イ) と同じ

(㍑) 年 800 万円超

A 県 $483,000 \text{ 円} + 461,000 \text{ 円} = 944,000 \text{ 円}$

B 県 $80,000 \text{ 円} + 131,000 \text{ 円} = 211,000 \text{ 円}$

C 県 $161,000 \text{ 円} + 131,000 \text{ 円} = 292,000 \text{ 円}$

[3] 事業税額 (それぞれ百円未満切捨)

A 県 $651,000 \text{ 円} \times 3.5\% \times 1.1 = 25,000 \text{ 円}$

$651,000 \text{ 円} \times 5.3\% \times 1.1 = 37,900 \text{ 円}$

$944,000 \text{ 円} \times 7.0\% \times 1.1 = 72,600 \text{ 円}$

合計 135,500 円

B 県 $145,000 \text{ 円} \times 3.5\% = 5,000 \text{ 円}$

$145,000 \text{ 円} \times 5.3\% = 7,600 \text{ 円}$

$211,000 \text{ 円} \times 7.0\% = 14,700 \text{ 円}$

合計 27,300 円

問 1 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

C 県 $201,000 \text{ 円} \times 3.5\% \times 1.2 = 8,400 \text{ 円}$

$201,000 \text{ 円} \times 5.3\% \times 1.2 = 12,700 \text{ 円}$

$292,000 \text{ 円} \times 7.0\% \times 1.2 = 24,500 \text{ 円}$

合計 45,600 円

第 2 期事業年度の中間申告

[1] 課税標準額

(1) 所得の総額

$$\frac{3,450,000 \text{ 円}}{3} \times 6 = 6,900,000 \text{ 円} \text{ ②}$$

(2) 課税標準額 (千円未満切捨)

事業年度終了の日現在、A 県、C 県の 2 県のみに事業所等を設けて事業を行っている。∴軽減税率適用法人

① 年 400 万円以下

$$4,000,000 \text{ 円} \times \frac{6}{12} = 2,000,000 \text{ 円}$$

② 年 400 万円超年 800 万円以下

$$8,000,000 \text{ 円} \times \frac{6}{12} - \text{①} = 2,000,000 \text{ 円}$$

③ 年 800 万円超

$$6,900,000 \text{ 円} - (\text{①} + \text{②}) = 2,900,000 \text{ 円} \text{ ②}$$

[2] 分割課税標準額

(1) 分割基準

① 事業所等の数

(イ) A 県

$$\text{㊶} \text{ 本 社 } 6$$

$$\text{㊷} \text{ a 営業所 } 6$$

$$\text{㊸} \text{ ㊶} + \text{㊷} = 12$$

(ロ) C 県

$$\text{㊹} \text{ c 1 営業所 } 6$$

$$\text{㊺} \text{ c 2 営業所 } 4$$

$$\text{㊻} \text{ ㊹} + \text{㊺} = 10$$

$$\text{(ニ)} \text{ (イ)} + \text{(ロ)} = 22$$

② 従業者の数

問 1 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

(イ) A 県

① 本 社 5 人

② a 営業所 9 人

③ ①+②=14 人

(ロ) C 県

① c 1 営業所 6 人

② c 2 営業所 3 人 $\times \frac{4}{6} = 2$ 人

③ ①+②=8 人

(ニ) (イ)+(ロ)=22 人

(2) 課税標準額の区分 (千円未満切捨)

① 年 400 万円以下

$$2,000,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 1,000,000 \text{ 円}$$

② 年 400 万円超年 800 万円以下

①と同じ

③ 年 800 万円超

$$2,900,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 1,450,000 \text{ 円}$$

(3) 分割課税標準額 (それぞれ千円未満切捨)

① 事業所等の数

(イ) 年 400 万円以下

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{C 県} \end{array} \quad 1,000,000 \text{ 円} \div 22 \times \left\{ \begin{array}{l} 12 = 545,000 \text{ 円} \\ 10 = 454,000 \text{ 円} \end{array} \right.$$

(ロ) 年 400 万円超年 800 万円以下

(イ)と同じ

(ハ) 年 800 万円超

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{C 県} \end{array} \quad 1,450,000 \text{ 円} \div 22 \times \left\{ \begin{array}{l} 12 = 790,000 \text{ 円} \\ 10 = 659,000 \text{ 円} \end{array} \right.$$

② 従業者の数

(イ) 年 400 万円以下

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{C 県} \end{array} \quad 1,000,000 \text{ 円} \div 22 \text{ 人} \times \left\{ \begin{array}{l} 14 \text{ 人} = 636,000 \text{ 円} \\ 8 \text{ 人} = 363,000 \text{ 円} \end{array} \right.$$

問 1 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

(㍑) 年 400 万円超年 800 万円以下

(イ) と同じ

(ハ) 年 800 万円超

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{C 県} \end{array} \quad 1,450,000 \text{ 円} \div 22 \text{ 人} \times \left\{ \begin{array}{l} 14 \text{ 人} = 922,000 \text{ 円} \\ 8 \text{ 人} = 527,000 \text{ 円} \end{array} \right.$$

③ 合計

(イ) 年 400 万円以下

$$\text{A 県} \quad 545,000 \text{ 円} + 636,000 \text{ 円} = 1,181,000 \text{ 円}$$

$$\text{C 県} \quad 454,000 \text{ 円} + 363,000 \text{ 円} = 817,000 \text{ 円}$$

(㍑) 年 400 万円超年 800 万円以下

(イ) と同じ

(ハ) 年 800 万円超

$$\text{A 県} \quad 790,000 \text{ 円} + 922,000 \text{ 円} = 1,712,000 \text{ 円}$$

$$\text{C 県} \quad 659,000 \text{ 円} + 527,000 \text{ 円} = 1,186,000 \text{ 円}$$

[3] 事業税額 (それぞれ百円未満切捨)

$$\text{A 県} \quad 1,181,000 \text{ 円} \times 3.5\% \times 1.1 = 45,400 \text{ 円}$$

$$1,181,000 \text{ 円} \times 5.3\% \times 1.1 = 68,800 \text{ 円}$$

$$1,712,000 \text{ 円} \times 7.0\% \times 1.1 = 131,800 \text{ 円}$$

$$\text{合計} \quad 246,000 \text{ 円}$$

$$\text{C 県} \quad 817,000 \text{ 円} \times 3.5\% \times 1.2 = 34,300 \text{ 円}$$

$$817,000 \text{ 円} \times 5.3\% \times 1.2 = 51,900 \text{ 円}$$

$$1,186,000 \text{ 円} \times 7.0\% \times 1.2 = 99,600 \text{ 円}$$

$$\text{合計} \quad 185,800 \text{ 円}$$

問 1 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

○第 1 期事業年度の確定申告において各県に納付すべき事業税額

A 県	③ 135,500 円
B 県	③ 27,300 円
C 県	③ 45,600 円

○第 2 期事業年度の間接申告において各県に納付すべき事業税額

A 県	③ 246,000 円
C 県	③ 185,800 円

問 2 (25 点)

○計算過程

課税標準額の算定及び税額の算定

〔1〕 課税客体の判定

(1) 水産業

総トン数 10 トン以上の動力漁船を用いて行うものであるため、第 2 種事業として課税される。②

(2) 飲食店業

第 1 種事業として課税される。①

(3) 不動産貸付業

貸付総面積は 2,000 平方メートルであるため、第 1 種事業として課税される。②

〔2〕 課税標準額

(1) 所得

① 事業所得

(イ) 水産業 (第 2 種事業)

$$20,188,200 \text{ 円} - (10,894,100 \text{ 円} + 1,250,300 \text{ 円}) = \underline{8,043,800 \text{ 円}} \text{②}$$

(ロ) 飲食店業 (第 1 種事業)

$$12,062,900 \text{ 円} - (9,737,600 \text{ 円} + 1,967,000 \text{ 円}) = \underline{358,300 \text{ 円}} \text{②}$$

$$(ハ) (イ) + (ロ) = 8,402,100 \text{ 円}$$

② 不動産所得 (不動産貸付業・第 1 種事業)

$$15,507,400 \text{ 円} - 11,643,300 \text{ 円} = \underline{3,864,100 \text{ 円}} \text{②}$$

③ 損益の合算

$$\text{①} + \text{②} = 12,266,200 \text{ 円}$$

(2) 各種控除

$$\text{① 損失の繰越控除} \quad 4,997,300 \text{ 円} - 2,845,200 \text{ 円} = \underline{2,152,100 \text{ 円}} \text{②}$$

$$\text{② 事業主控除} \quad \underline{2,900,000 \text{ 円}} \text{②}$$

$$\text{③} \quad \text{①} + \text{②} = 5,052,100 \text{ 円}$$

(3) 課税標準額 (千円未満切捨)

$$(1) - (2) = 7,214,000 \text{ 円}$$

問 2 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

(4) 各事業の所得金額 (それぞれ千円未満切捨)

第 1 種事業

$$7,214,000 \text{ 円} \times \frac{4,222,400 \text{ 円}}{12,266,200 \text{ 円}} = 2,483,000 \text{ 円} \text{ ㉔}$$

(注) $358,300 \text{ 円} + 3,864,100 \text{ 円} = 4,222,400 \text{ 円}$

第 2 種事業

$$7,214,000 \text{ 円} \times \frac{8,043,800 \text{ 円}}{12,266,200 \text{ 円}} = 4,730,000 \text{ 円}$$

[3] 分割課税標準額

(1) 分割基準

① A 県

(イ) 水産業

$$7 \text{ 人} \times 2 = 14 \text{ 人} < 16 \text{ 人} \quad \therefore \text{著しい変動あり}$$

$$(16 \text{ 人} + 16 \text{ 人} + 16 \text{ 人} + 7 \text{ 人} + 7 \text{ 人} + 11 \text{ 人} + 11 \text{ 人} + 11 \text{ 人} + 7 \text{ 人} + 7 \text{ 人} + 7 \text{ 人} + 11 \text{ 人}) \div 12 = 10.5 \text{ 人} \rightarrow 11 \text{ 人}$$

(ロ) 飲食店業

$$4 \text{ 人}$$

$$(ハ) (イ) + (ロ) = 15 \text{ 人} \text{ ㉔}$$

② B 県

(イ) 不動産貸付業

$$2 \text{ 人} \times \frac{7}{12} = 1.1 \text{ 人} \rightarrow 2 \text{ 人}$$

(ロ) 飲食店業

$$2 \text{ 人} \times \frac{8}{12} = 1.3 \text{ 人} \rightarrow 2 \text{ 人}$$

$$(ハ) (イ) + (ロ) = 4 \text{ 人} \text{ ㉔}$$

③ ① + ② = 19 人

(2) 分割課税標準額 (それぞれ千円未満切捨)

① 第 1 種事業

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{B 県} \end{array} \quad 2,483,000 \text{ 円} \div 19 \text{ 人} \times \left\{ \begin{array}{l} 15 \text{ 人} = 1,960,000 \text{ 円} \\ 4 \text{ 人} = 522,000 \text{ 円} \end{array} \right.$$

問 2 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

② 第 2 種事業

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{B 県} \end{array} \quad 4,730,000 \text{ 円} \div 19 \text{ 人} \times \left\{ \begin{array}{l} 15 \text{ 人} = 3,734,000 \text{ 円} \\ 4 \text{ 人} = 995,000 \text{ 円} \end{array} \right.$$

[4] 事業税額 (それぞれ百円未満切捨)

A 県

第 1 種事業 $1,960,000 \text{ 円} \times 5 \% \times 1.1 = 107,800 \text{ 円}$

第 2 種事業 $3,734,000 \text{ 円} \times 4 \% \times 1.1 = 164,200 \text{ 円}$

合計 $272,000 \text{ 円}$

B 県

第 1 種事業 $522,000 \text{ 円} \times 5 \% = 26,100 \text{ 円}$

第 2 種事業 $995,000 \text{ 円} \times 4 \% = 39,800 \text{ 円}$

合計 $65,900 \text{ 円}$

問 2 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

○各県に納付すべき事業税額

A 県	② 272,000 円
B 県	② 65,900 円

□合格ラインの読み□

〔第一問〕理論50点(問1・問2各25点) 〔第二問〕計算50点(問1・問2各25点)の2問形式の出題でした。

〔第一問〕問1(1)が3枚、(2)が2枚、問2が5枚、〔第二問〕問1が7枚、問2が4枚の合計21枚の用紙枚数でした。

〔第一問〕問1(1)は「延滞金」について問う問題でした。Cランクの理論ですので、必要に応じて「自分の言葉で要約する」等の工夫をしながら部分点を狙う必要があります。

問1(2)は「清算中の法人の申告納付制度」について問う問題でした。Aランクの個別理論であり、解答どおりの答案を作成できたと思います。

〔第一問〕問2は「付加価値割の課税標準の算定方法」について問う問題でした。資料も多くありますので、留意しながら、「答案用紙の枚数・この問題に使うことのできる時間」等を考慮し、要領よく解答することが求められます。

〔第二問〕問1「資本金1億円以下の所得課税法人の税額算定」「前事業年度の課税標準額を基礎とする中間申告納付額の算定」、問2「個人事業税(青色申告個人)」の組み合わせで出題されました。問1及び問2は比較的平易な問題でしたので、ミス無く解答できたかがポイントです。

〔第一問〕

問1 「延滞金」はCランクであり、必要に応じて「自分の言葉で要約する」等の工夫をしながら答案作成をする必要がありました。「清算中の法人の申告納付制度」についてはAランクであり、精度の高い解答作成が必要となります。

問2 「付加価値割の課税標準の算定方法」についての問題でした。この問題のメインテーマは「付加価値額の算定方法」です。その上で「報酬給与額」「純支払利子」「純支払賃借料」「単年度損益」「雇用安定控除」「特定内国法人」「賃上げ促進税制」「分割基準」が問われていますので、その内容に沿って、まんべんなく解答する必要があります。

なお、「賃上げ促進税制」の具体的な内容は解答できなくても可否には影響しないと考えられますが、それ以外の内容については解答できると合格可能性が高くなります。

〔第二問〕

問1 「資本金1億円以下の所得課税法人の税額算定」の問題ですが、軽減税率適用法人となり、計算過程の量はある程度必要です。分割基準は「課税標準額の総額の2分の1相当額を事業所等の数、その2分の1相当額を事業所等の従業者の数」となります。これまで毎年出題されておりました「外形対象法人」に比べますと、比較的解きやすい問題でした。他の受験生ができることを確実に解答し得点を積み上げる必要があります。「各県に納付すべき事業税額」が算出できた方は合格可能性が高くなります。

問2 「個人事業税(青色申告個人)」の問題です。

平易な問題であり、当校の模擬試験等でも同様の問題を出題しているため、対策も十分できていたと思います。課税標準額や分割基準の計算も特に難しいところはありませんでした。基本問題であるため、合格のためには「各県に納付すべき事業税額」まで正解する必要があります。

ボーダーラインは理論36点、計算41点、合計77点前後になるとわれ、合格確実ラインは理論46点、計算47点、合計93点前後になるとわれ。

【事業税】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。
なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などお気軽にご相談ください。

・本試験で大原の合格確実ラインを超えている方
・本試験で大原のボーダーラインを超えており、かつ、直前答練で概ね上位6割以内に入っている方

いずれか
YES
→

次科目の学習をお勧めします。

↓ NO

・直前答練で概ね上位6割以内に入っている方

YES
→

次科目の学習をお勧めしますが、不安のある方は、併せて初学者一発合格コースの受講をお勧めします。

↓ NO

初学者一発合格コースを受講して、年内から万全の準備をしておくことをお勧めします。

事業税 コース紹介

9月開講【初学者一発合格コース】 講義回数：41回（週1回）

（講義時間：年内2時間30分、年明3時間）

事業税を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び重要論点の1回転学習を行い、1月からの初学者短期合格コースに合流するコースです。

9月から学習を始めることで、早めに理論対策に取り組めるため、1月から2回転目の学習をすることによる理解度が高められるという利点があります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内からの基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちますので、学習不足を感じた方や理論対策に苦勞された方で確実な学習項目の定着を図りたい方は、9月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。